

宇部市人権教育・啓発推進指針

～「人間が尊重される都市づくり」をめざして～

【概要版】

令和5年（2023年）3月

宇 部 市

◆ 人権に関する基本認識 ◆

基本的人権尊重の原則を定めた世界人権宣言では「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたっています。

また、日本国憲法では、基本的人権の保障や憲法が保障する人権について定めています。

このことから、人権とは「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と言えます。

◆ 指針の基本的な考え方 ◆

「人間が尊重される都市づくり」をめざして

人はすべて自由（じゆう）にして平等（びやうどう）であり、一人ひとりがかけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという「人間尊重」を基本的な考え方とし、本市の市民宣言に掲げている「人間が尊重される都市づくり」を目指し、学校、地域、家庭、職場その他のさまざまな場を通じて、人権教育・啓発を推進することを本指針の基本理念とします。

◆ 人権教育・啓発の推進 ◆

人権教育の推進

(1) 学校における取組

一人ひとりを大切にする人権尊重を土台とした学校づくりを進めていくとともに、指導計画や指導方法の整備・充実を図ります。

(2) 地域における取組

地区人権教育推進委員協議会をはじめ、自治会組織、各種文化・福祉団体、ボランティア団体等と連携を図り、地域での自主的な取組がさらに活性化するように支援します。

(3) 家庭における取組

家族のふれあいや親子共同体験の機会の提供や、人権が尊重された家庭生活に関する学習機会の充実に努めるとともに、家庭教育上の諸問題について、気軽に相談できる支援体制の整備・充実を図ります。

(4) 職場における取組

宇部・山陽小野田地区企業人権教育連絡協議会をはじめ、市内の企業・法人与連携を図りながら、従業者の人権に対する理解を深める多様な学習機会を提供するとともに、職場内研修の自主的な取組を支援します。

(5) 市職員における取組

社会の変化とともに多様化する人権問題に対応するため、人権に関する研修を充実させる等、さまざまな取組を実施し、市職員の持続的な人権意識の高揚や、人権行政の担い手としての自覚を醸成します。

(6) 指導者の養成

指導者の養成に積極的に取り組むとともに、指導者の指導力、資質の向上等を図ります。

人権啓発の推進

(1) 啓発活動の充実

市民の人権意識の高揚を図るため、さまざまな広報活動に取り組むとともに、身近な場所での実施や対象者により曜日や時間帯の工夫、年齢層に応じた啓発内容の選定など、市民が興味を持って参加できる機会の充実に努めます。

(2) 啓発活動の内容及び手法の検討

市民の理解や共感が得られるような啓発活動に取り組むとともに、参加・体験型の手法を取り入れるなど、幅広い層の市民が、日常の人権問題を考えるきっかけとなるよう啓発手法を工夫し、市民に届きやすい効果的な啓発活動を進めます。

市民に対する支援の充実

(1) 自主的な活動の促進

市民の自主的な取組に対して、視聴覚機器や映像教材等の貸出を行うとともに講師の派遣などの支援を行います。また、市民一人ひとりが基本的人権の意義や内容、重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さも認め、態度や行動に現すことができるための支援の充実を図ります。

(2) 相談体制の充実

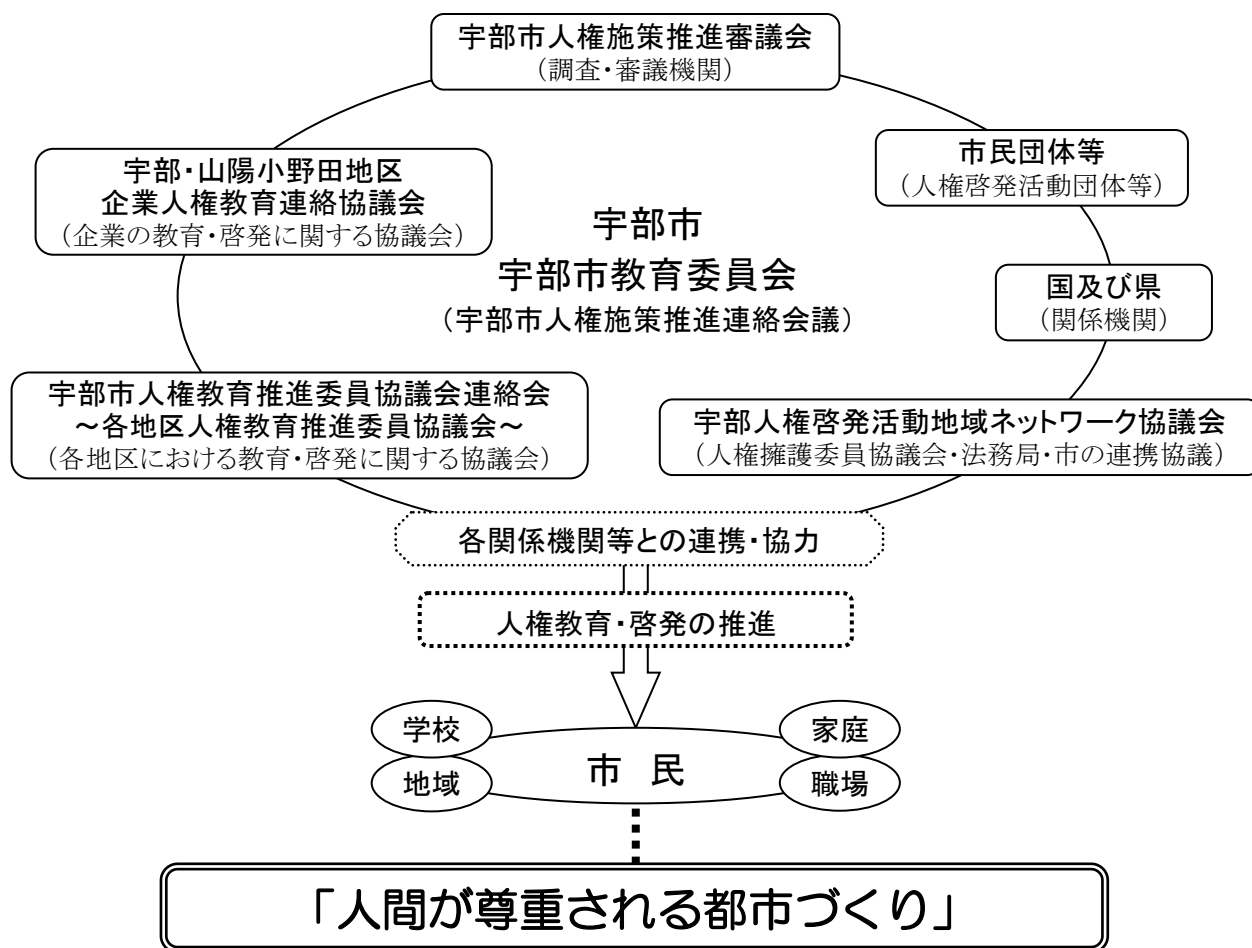
国や市の相談機関相互の連携・強化を図りながら、市民が利用しやすいように相談窓口についての情報の周知や担当する職員、相談員等の資質の向上を図るなど、相談体制の充実に努めます。

さまざまな人権問題

私たちの身近には、さまざまな人権問題が幅広く存在しています。日本国憲法に定める自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権などの基本的人権の享有が阻害されるという問題なども含めて、ジェンダー平等に関する問題、子どもに関する問題、高齢者に関する問題、障害者に関する問題、同和問題、外国人に関する問題、性自認・性的指向に関する問題、インターネットに関する問題、犯罪被害者と家族に関する問題、罪や非行を犯した人に関する問題、環境に関する問題、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する問題、感染症等に関する問題、災害発生時に関する問題、アイヌの人々に関する問題、性と生殖に関する健康と権利に関する問題、医療分野におけるインフォームド・コンセントの問題と自己決定権などにおいて人権課題が見受けられます。

◆ 推進体制 ◆

「人間が尊重される都市づくり」を目指すために、市政の各分野において人権尊重の視点から施策を展開すると同時に、関係機関等とのさまざまな形での連携、協力を図り、人権教育・啓発を効果的に推進します。



令和 5 年(2023 年)3 月 編集・発行

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号
宇部市市民環境部人権・男女共同参画推進課
TEL : 0836-34-8308
宇部市教育委員会人権教育課
TEL : 0836-34-8618